

## 第1回宇都宮市男女共同参画審議会会議録

- 1 日時：平成15年7月31日(木)午後3時～5時
- 2 会場：宇都宮市議会棟第一委員会室
- 3 出席者：山口委員，加藤委員，本田委員，小平委員，矢治委員，大越委員，篠原委員，新井委員，川俣委員，水沼委員，平野委員，新川委員，添田委員，宮田委員，荻野委員

### 4 公開

5 傍聴人数：1名

### 6 会議経過

#### (1) 開会

#### (2) 辞令交付

#### (3) あいさつ(竹原助役)

#### (4) 委員自己紹介

事務局より，宇都宮市男女共同参画推進条例第23条に基づきながら審議会の規定について説明。

#### (5) 会長，副会長選出

委員の互選により，会長に山口委員，副会長に新川委員を選出

#### (6) 会長，副会長あいさつ

#### (7) 諮問

#### (8) 議事

##### 報告事項

宇都宮市男女共同参画推進条例の施行について

##### 審議事項

新行動計画の策定について

- ・策定の概要について
- ・計画に盛り込む事項について

#### 【 報告事項 宇都宮市男女共同参画推進条例の施行について】

事務局から，宇都宮市男女共同参画推進条例の施行について説明。

#### 会長

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

#### 委員

議会で「『男は仕事，女は家庭』という考え方は当たり前，それでもいいのではないか」という議員もいるが，その人たちの考え方を少しは変えていただけたのか。これから様々なことを進めていくなかで，理解してもらえないのではないかと思うが。

会長

今の質問について事務局はいかがか。

事務局

「男は仕事，女は家庭」という考え方や行動を選択することを否定するものではない。それも家庭の中の1つの選択であると考え。ただ，「男は仕事，女は家庭」がなぜ障害になるのかは十分に説明した。「男は仕事，女は家庭」を一切認めないというのではないが，それが当たり前になると，男女共同参画を進める上でさまざまな問題が出てくるということを理解してもらった。

会長

その他事務局の説明について質問や意見はあるか。続いて議事（2）審議事項に進みたい。説明をお願いしたい。

【 審議事項 新行動計画の策定について】

【ア 策定の概要について】

事務局から，資料1「新行動計画策定について 策定の概要について」説明。  
説明の後，「ア 策定の概要について」審議に入る。

会長

ただいまの説明について質問や意見をお願いしたい。

委員

今日は，（3）体系，施策の方向までの審議ということだが，骨組みを決めるということか。

事務局

おおまかにこのようなことを計画に盛り込む予定だが，盛り込む内容のうち（1）基本的考え方，（2）基本目標，（3）体系，施策の方向までについて審議していただきたい。

会長

他に質問や意見はあるか。

このたびの計画は条例に基づく新規行動計画という位置付けになる。また，スケジュールなども示されている。また，数値目標をとりいれるという説明もあった。それでは次に進みたい。イの計画に盛り込む事項について説明をお願いする。

【イ 計画に盛り込む事項について】

事務局から，資料2「 計画に盛り込む事項について」説明。  
説明の後，「イ 計画に盛り込む事項について」審議に入る。

会長

ただいまの説明について質問や意見ををお願いしたい。

委員

中身のことでないが、「ある，である」調で記載されているが，実際はどうなるのか。普通プラン等は「です，ます」調だと思うが。

事務局

資料なので「である」調になっている。イメージ例で示す様に「です，ます」調で作っていく予定だ。表現は今後皆さんにご意見をいただければと思う。こんな方向でよいか，といった大枠でとらえていただければと思う。ただし基本目標は文言も含めてご審議いただきたい。

会長

基本目標は3つ，計画期間は5年，といった計画の大枠について審議するということだ。

委員

推進委員会の考え方，動き方が重要になると思う。我々がここで意見を述べても，推進委員会が庁内合意の上ですすめると思うので，合意形成や考え方がそろっていくのか，推進委員会の様子を知りたい。

また，別紙1に市の支援として「体制整備」等が書いてあるがここが重要だ。別紙2の施策の方向(14)，(15)，(16)は条例に入っているが，体制整備が庁内合意のもとに行われるということについてか伺いたい。

もう一つ，実績評価は自己評価として出されているが，今後も自己評価をもとに作っていくのか。実施計画を進める際の評価を，例えば第三者評価機関がするなど考えられるが難しいだろうか。行動計画，実施計画の評価をどう考えていったらよいのか。審議会の役割の中に今後含まれていくのか。行動計画を策定するにあたって，我々にはどういうところまで課せられているのか。重要なのは評価だと思う。

委員

すでに推進委員会は動き出していて，この審議会に出していただいたものは，庁内で練り上げられた案としてとらえてよいのか。また，体制について，条例にもあるように，宇都宮市では市民がトップにきていることから，まず市民の意見を大切にしていきたい。素案を出していただいた上で，市民の意見を大事にしていきたい。

会長

性格や評価など，審議会委員の役割と関連についてお答えいただきたい。

事務局

推進体制についてこういう形で示したが，資料については，審議会にお出しするという

ことで、庁内で議論し、一定の形に練り上げてお出ししたものだ。しかし、あくまでも審議会で審議していただくたたき台とご理解いただきたい。いろいろ事務局から示しているが、意見をいただく上でのたたき台であり、頂いた意見を踏まえて修正し、行政と審議会の意見交換の中で、さらに良いものに練り上げていきたい。

二つ目の評価についてだが、従来にない数値目標をできるだけ盛り込んでいく。毎年、年度末に行動計画の評価を審議会の中で報告させていただく。その方向を受けて、審議会からこうすべきという意見をいただき、次年度行動計画の推進につなげていきたい。今回お出しした実績評価のまとめのようなものは、大規模にやる必要があり、毎年行うことは難しい。3年なり5年といったスパンで行い、その中で市民意識調査なども別途行いながら、その都度評価していきたい。

条例で責務の中で市民を一番に掲げたので、当然ながら市民の代表でもある審議会で、様々な意見をいただいて、それを行政にフィードバックするということだ。行政が先行するイメージではなく、審議会などで皆様にご意見をいただく。これまでは行政内部でかなりきっちり固めたものについて懇談会から意見を頂くという形になりがちだったが、我々と審議会が対峙関係にあるものではない。審議会の中で意見のやり取りがあって、会として意見が固まっていく。そして、その頂いた意見について、その場で回答できるものもあれば、持ち帰って検討しなければならないものもあるが、行政内部で議論しながら意見をできるだけ反映するように計画を作っていく。

委員

推進委員会はすでにあるのか。

事務局

委員会は既に動いている。本日の資料は推進委員会の中で議論して揉んで出したものだが、たたき台である。議論を頂いてまた持ちかえって議論する。

委員

庁内の合意が重要である。施策を実施するには全庁をあげてやらないとならない。行動計画の元で各課がどれだけ本気で動くことができるのか気になっていた。説明を今うかがって安心した。

委員

私も了解した。

会長

計画に盛り込む事項について質問はあるか。

委員

資料案のイメージ例について、イメージの裏側にある基本指標がわからない。ないほうがよいのではないか。「男は仕事、女は家庭」の考え方に反対することについてこんなに強

く出す必要はない。この問題にはふれない方がよいのではないかと思う。少子化でいずれ女性も働くようになる。第一今の若い人はこんなことを思っていない。こちらから提示する必要はないと思う。

もう一つ、条例の14条「積極的改善措置」について行動計画ではもっと具体的に入れるべきだ。委員の3割を女性にするとか、そこに宇都宮らしさも出せるのではないか。

また、別紙1にある「各分野での取組」だが、これが他の市町村とは違う特色なので、施策の方向でも最大限に細かく出してほしい。

事務局

計画の構成については、今後審議していただく。数値目標も今後ご審議いただく。イメージに「男は仕事、女は家庭」の考え方を載せているが、これを指標として出している自治体もある。また、総合計画に成果指標としても入っている。また、例えば「男性優遇を感じる割合」も指標とすることも考えられる。今回は、この指標が変化が見やすいのではないかということであげた。

委員

今日の審議内容は、(1)から(3)までということだが。

会長

事務局の説明に関する質問はほかにないか。

体系については、概ねこういう形で、中身については今後審議会でつめていくということではよいのか。

委員一同

意義なし。

【ウ その他について】

会長

ウのその他について、何かあるか。

委員

今日お配りいただいた条例の暫定版だが、市民に配布の予定か。内容をたくさん書かないとクレームがでる可能性もあるだろうが、これは解りにくい。

事務局

暫定版であるが、すでに発注してある。これにイラストを入れてわかりやすくしたつもりである。8月25日前後に自治会を通して回覧する予定だ。また各地区センターなどに配置する。

委員

私自身はこれまでの経過を知っているから分かるけれども、何も分からない人は読みづらいのではないかと。

事務局

10月号の広報うつのみやでは条例の特集号を予定しているので、只今の意見を反映させたものを掲載したいと考えている。

委員

県の場合は、刷り上げる前に懇談会などに出していただいたと思う。印刷前にこんなものを出す、とおっしゃっていただければいろいろとイメージも出せる。

委員

今の人はこういう文章は読まない。耳から聞きたがる。会長、副会長がキャラバンであちこちまわって目から耳から入れていただくとわかりやすい。工夫して行動をおこしてほしい。

委員

回覧板という言葉聞いて、どきっとした。回覧板に目を通さない人もいるし、市内には回覧板がまわらない地域がある。宇都宮大学の周辺は学生も多く、一人暮らしの人では自治会に入っていない。自治会を通してでは、若い世代や勤労者の触れる機会がなくなってしまう。周知方法についても、私たちのような現場にいる者の意見も取り入れてほしい。啓蒙の仕方にもう少し工夫がほしい。

委員

回覧板で1部ずつ全戸配布なのか、それとも回覧で廻すのか。

事務局

回覧で廻す予定だ。

会長

今後は、どのように周知していただけるか、周知方法についてもあれこれ考えていかなければと思う。

その他、意見はあるか。

委員

条例の暫定版の後ろから2ページ目に、「その他必要な事項を調査、審議する宇都宮市男女共同参画審議会を設置します」とあるが、調査の具体的な内容は何か。

」

事務局

条例 23 条 2 項 (3) にあるように、ものによっては調査をしていただくことがあるかと思う。

委員

調査をする権限もあるのか。例えば、具体的に計画を進めたときに、市の自己評価は高いが、市民にとって使い勝手が悪い場合等に、そういった市民の意見が審議会にまでおりてくるのか。また、実際にそれについて、資料を頂いたり担当課から話を聞いたりするような、具体的な調査をすることができるのか。

委員

懇談会は意見を討論してきた。今、調査について質問が出てきたが、審議会の中で何か調査を取り上げていいのか。プランを作るにあたって、分科会方式など、分野ごとに分かれて検討することがあるのかもしれない。行政のかわりに審議会の中で調査をしてもいいのか、会長、副会長とこれからのことを検討していただいたほうがよいかかもしれない。

会長

条例では、意見申し立てとして、クレームも含めて意見の申出ができるようになっていいる。しかしその中身の具体的運用については話し合われていない。審議会として意見申し立てがあった場合のことを検討しなければいけない。事務局がどこまで、審議会がどこまで、という運用はこれから考えていきたい。

委員

懇談会ではなく審議会なのだから、これまでとは違うはず。特別公務員という言葉もあったように、何かしぼりもあるはずだ。事務局で調べて答えてほしい。

会長

自治体で、苦情処理委員を決め、その委員の名前を公開し、申し立てに対応しているところがある。

委員

諮問に資する調査ならできるということだろう。どうしても調査が必要だということならばできるのではないか。

事務局

例えば、一般には審査会というのがある。当条例は審査会を設けていないが、市民からのクレームを裁くための審査会を位置付けているところもある。ここは審議会なので、苦情そのものを専門的に審査することはない。行動計画等について総合的に意見をいただく場である。調査権がどこまで及ぶかについては即答できない。

委員

クレームに対してどうのこうのではない。あくまでも答申，審議する上でデータがほしいというときに調査はできるだろう。答申するに資する内容の調査のみを行うのだろう。

委員

今おっしゃったことを自分もイメージしていた。

会長

建設的で具体的なご意見をたくさんいただいた。いただいたご意見は事務局で整理していただくようお願いする。

事務局

次回は9月3日(水)午後3時から，15A会議室を予定している。

会長

限られた時間ではあったが，本日はありがとうございました。

(9) 閉会